

清流苑だより

第4号 (平成27年11月1日 発行)
 発行者 社会福祉法人 清流苑
 〒899-0215 鹿児島県出水市武本5294番地9
 TEL (0996) 63-8023
 FAX (0996) 62-0113

現場実習で6名の実習生を受け入れました

10月13日からスタートした産業現場等における実習（現場実習）で、清流苑の全体で6名（紫尾の里2名、やはす園4名）の受け入れを行いました。やはす園プロジェクトの効果もあり、出水養護学校だけでなく、串木野養護学校からの実習生も受け入れ、初めて宿泊を伴う実習を計画しました。この宿泊には、（株）マツバラのご協力があり、宿舎を提供していただきました。

来年の3月にはやはす園の寮（グループホーム計画進行中）完成します。実習生、利用者の方にもますます利用しやすい環境が整います。来年の2月～3月上旬には見学会も計画しています。



マツバラ寮



公園清掃の様子



紫尾の里での活動の様子

収穫最盛期を迎えています



9月から本格的にスタート（復活）したやはすファームでの野菜等の生産活動。不定期ですが、少しずつ出品しています。11月6日(金)に、**無人販売所「やはすマルシェ」もOPEN**します。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

社会福祉法人 清流苑

やはす園プロジェクト



参加者募集!

やはす園プロジェクト 冬の陣 開催決定

8月に開催したやはす園プロジェクトは大きな反響がありました。ラジオや新聞にも大きく取り上げていただき、本当に職員一同感謝の気持ちでいっぱいです。

今回のプロジェクトは12月25・26日（金・土）の2日間でおこないます。前回と違うところは、（株）マツバラでのビルクリーニング（清掃作業）が入ったことと、1泊2日、寮で生活しながら、実際に働くことを体験できます。

夜には職員による講話も企画されており、内容は「働くということはどういうことか」を学んでもらえればともいます。

費用は3000円程度（4食付。出水市周辺は送迎可能）です。定員は10名（うち宿泊できる人数は5名まで。男性のみ）です。多くのご参加をお待ちしています。11月上旬にHPに掲載します。



クリーニング作業



タケマンでの作業



マツバラでの作業

【問い合わせ・申込先】
 社会福祉法人 清流苑 法人本部
 〒899-0217 鹿児島県出水市平和町 477-2
 担当 角智宏・塚隆浩
 TEL 0996-62-1501 (受付時間) FAX 0996-68-5100
 E-Mail seisaku@horitsu@outbook.jp

多機能型事業所 紫尾の里

そうめん流しへ

「ジャマ！！森さん（職員）の顔が見えない！」これはバスに乗ってそうめん流しに向かっていた時の会話である。今日は大口にあるそうめん流し「ナカムラ」に利用者、保護者、職員でお出かけしました。貸し切り用の場所でみなさんおいしいそうめんおにぎり、マスの塩焼きをたくさん食べ、鯉に床下の隙間からそうめんをあげたりと時間を忘れて楽しい時間を過ごしました。その後、周辺の景色等をカメラで撮ったりしてすごし、夏のひとときの思い出をつくってきました。



出水市スポーツ大会へ参加

スポーツの秋、毎年恒例の出水市スポーツ大会へ参加しました。紫尾の里チームは青チーム。ぬくもり園さんとの混成チームでした。知らない同志でも肩を組んだり、手をつないだりと競技を一生懸命に頑張り協力し合っていて楽しんでいました。最後のプログラムのジャンケン大会は、利用者が毎年楽しみにしています。そのため、負けた時の悔しさは強く来年は勝つと何度もつぶやく方もいました。施設からは一人、最後まで勝ち残る方が出ました。ジュースの箱入りを頂き、笑顔でありながら重たいと言っていました。今年の順位は3位で去年より落ちましたが、順位以上に喜び楽しんだ一日でした。



施設利用が一年になる利用者さんに感想をきいてみました。

（C,Iさん20代）

施設にどんな思いで来ている？

作業をしながらの毎日ちょっと話をしているのが楽しみで来ています。給料をもらうのが楽しみです。

作業はどう思う？

作業はかんたんで楽しい。施設外就労も私ができる仕事なのでがんばっている。

施設でどのような目標をもっていきますか？

いろんな事ががんばってできるようになって、仕事につけるようになりたい。

就労継続支援事業 A型

(クリーニング事業・食品加工・清掃業務 等)

やはす園

〒899-0217 鹿児島県出水市平和町477番地2

TEL (0996) 62-1501

FAX (0996) 68-5100

出水養護学校の生徒さんが職場施設見学に来園されました



多目的室での説明の様子



クリーニング見学の様子



卒業生からアドバイス

9月11日（金）に出水養護学校1年生のみなさんが、職場施設見学に来園されました。生徒の皆さんは、まず多目的室で職員の説明を聞いた後に、作業室に移動し、クリーニング作業の様子を見学されました。

ある生徒さんは「クリーニングは大変そうだけどやってみたい」と話していました。来年の産業現場等における実習（現場実習）や、冬に計画されている「やはす園プロジェクト冬の陣」にぜひ参加をしていただければと思います。

行事もたくさん！ やはす園

やはす園はただ働くだけの施設ではありません。A型事業所には珍しく行事もたくさんあります。

9月4日（金）に出水市陸上競技場で行われた、ふれあいスポーツ大会に6名の利用者が参加されました。綱ひきや玉入れなどに参加し、とても楽しんでいる様子うかがえました。

9月26日（土）に豚汁つくりを行いました。当日はタケマンでの作業がお休みだったため、多くの利用者が楽しく作業し、美味しくいただきました



スポーツ大会開会式の様



豚汁大会という名の豚汁つくり



相談支援事業所 やはず

～障害支援区分について～

はじめに

平成26年4月1日より、障害程度区分より障害支援区分に施行されました。知的・精神・発達障害等を中心に、①障害特性をより反映できる認定調査項目が必要。②「できたりできなかつたりする場合」の「できない場合」が一次判定で評価されにくい。③行動障害や精神面に関する認定調査項目が一次判定において活用(評価)されていない。④二次判定(市町村審査会)において、一次判定結果を引き上げる割合は、各地域において差が生じる。の理由において、「認定調査項目の見直し」「新たな判定式(コンピューター判定式の見直し)」がされて、新たに「障害支援区分」として見直されました。

障害支援区分は、一次判定(コンピューター判定)で認定調査項目が、106項目から80項目に変更。医師意見書添付。二次判定(市町村審査会)で、特記事項及び、医師意見書「一次判定評価を除く」での新判定式となりました。

支援区分になり、新たに認定調査項目の追加が、6項目追加ならびに、既存の認定調査項目における評価内容「評価範囲」の見直しを実施することになっています。

新規項目は知的障害・精神障害や発達障害の特性をより反映する為に、追加されました。

- ① 健康・栄養管理の評価・・・「体調を良好な状態に保つ為に必要な健康面・栄養面の支援」
- ② 危険の認識の評価・・・「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」
- ③ 読み書き・・・「文章を読むこと書くことに関する支援」
- ④ 感覚過敏・感覚鈍麻・・・「発達障害等に伴い、感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」
- ⑤ 集団への不適応・・・「集団に適応できないことの有無やその頻度」
- ⑥ 多飲水・過飲水・・・「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」
- ⑦ 食事・・・「食事開始前の食べやすくする支援も評価」
- ⑧ 視力・聴力・・・「全盲・全ろうも評価(選択肢の評価)」
- ⑨ 行動上の障害・・・「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度も含めて評価」

障害支援区分の認定調査項目「80項目」は以下の通りです。

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)
【1-1寝返り】【1-2起き上がり】【1-3座位保持】【1-4移乗】【1-5立ち上がり】【1-6両足での立位保持】【1-7片足での立位保持】【1-8歩行】【1-9移動】【1-10衣服の着脱】【1-11じょくそう】【1-12えん下】
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
【2-1食事】【2-2口腔清潔】【2-3入浴】【2-4排尿】【2-5排便】【2-6健康・栄養管理】【2-7薬の管理】【2-8金銭の管理】【2-9電話等の利用】【2-10日常の意思決定】【2-11危険の認識】【2-12調理】【2-13掃除】【2-14洗濯】【2-15買い物】【2-16交通手段の利用】
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)
【3-1視力】【3-2聴力】【3-3コミュニケーション】【3-4説明の理解】【3-5読み書き】【3-6感覚過敏・感覚鈍麻】
4. 行動障害に関連する項目(34項目)
【4-1被害的・拒否的】【4-2作話】【4-3感情の不安定】【4-4昼夜逆転】【4-5暴言暴行】【4-6同じ話しをする】【4-7大声・奇声を出す】【4-8支援の拒否】【4-9徘徊】【4-10落ち着かない】【4-11外出して戻れない】【4-12・1人で出たがる】【4-13収集癖】【4-14物や衣類を壊す】【4-15不潔行為】【4-16異食行為】【4-17ひどい物忘れ】【4-18こだわり】【4-19移動・行動停止】【4-20不安定な行動】【4-21自らを傷つける行為】【4-22他人を傷つける行為】【4-23不適切な行為】【4-24突発的な行動】【4-25過食・反すう等】【4-26そう鬱状態】【4-27反復的行動】【4-28対人面の不安緊張】【4-29意欲が乏しい】【4-30話がまとまらない】【4-31集中力が続かない】【4-32自己の過大評価】【4-33集団への不適応】【4-34多飲水・過飲水】
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)
【5-1点滴の管理】【5-2中心静脈栄養】【5-3透析】【5-4ストーマの処置】【5-5酸素療法】【5-6レスピレーター】【5-7気管切開の処置】【5-8疼痛の看護】【5-9経管の栄養】【5-10モニター測定】【5-11じょくそうの処置】【5-12カテーテル】

以上の項目が、市町村職員又は、専門的知識及び技術を有する者が、認定調査票を用いて調査対象者に対して認定調査を実施することとなっています。